

居 宅 介 護 支 援  
重 要 事 項 説 明 書  
(2025 年 4 月 1 日 現 在)

医療法人本庄福島病院  
居宅介護支援事業所彩の苑

# 居宅介護支援重要事項説明書

(2025年4月1日現在)

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0495-23-3988

担当介護支援専門員 (登録番号 )

※ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

## 2 居宅介護支援事業所 彩の苑の概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 彩の苑
所在地	埼玉県本庄市千代田 1-1-21
介護保険指定番号	1154380028
サービス提供地域	本庄市、上里町、美里町、深谷市 (旧岡部町地区)

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	管理者		介護支援専門員		事務員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤 (人)	0	1	0	1	0	1
非常勤 (人)	0	0	0	0	0	0

### (3) 営業時間

月～金曜日 午前9時～午後4時

祝祭日及び12/29～1/3は定休日

## 3 サービス内容

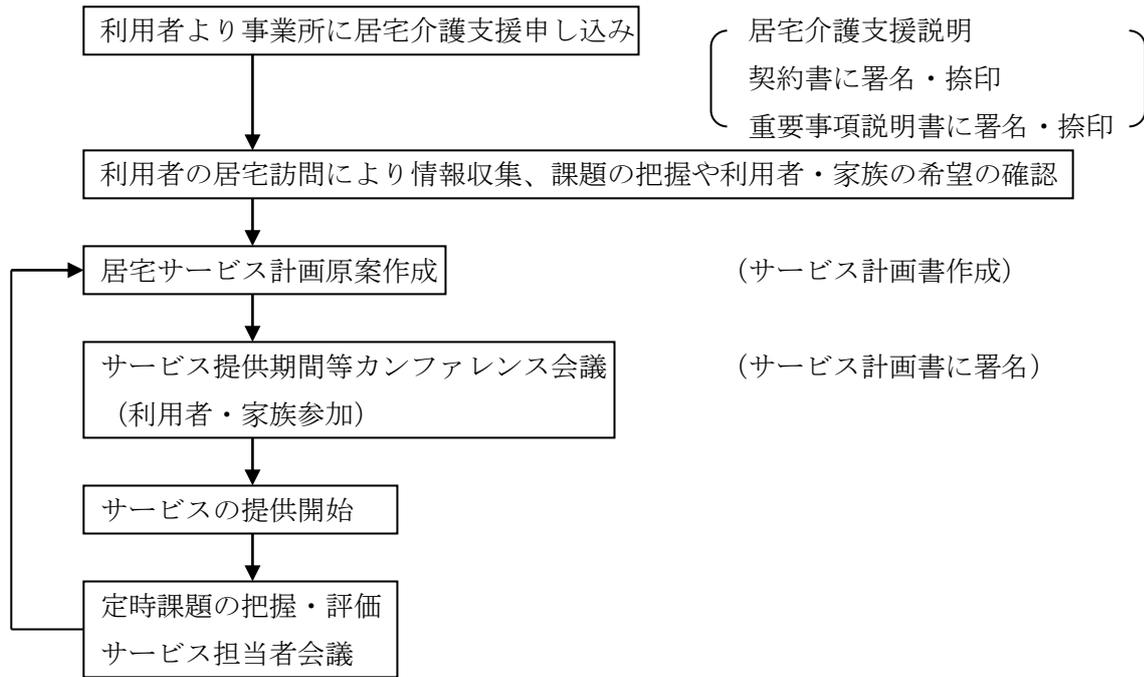
### (1) 内容

要介護状態又は要支援状態の被保険者に対し、適切なサービスが利用できるよう心身の状況・環境・家族の希望等を踏まえ、ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用する居宅サービスの種類・内容などを定めた計画を策定し、サービス確保のための連絡調整や介護保険施設などへの紹介を行います。

### (2) 居宅介護支援の具体的な内容

1. 居宅サービス計画を作成します。
2. 指定居宅サービス事業者等との連絡調整をご本人・ご家族の希望の基に行います。
3. 介護保険施設へのご紹介をします。
4. 利用者の各種相談に応じます。
5. その他、利用者に対する便宜の提供を行います。

(3) 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



(4) 居宅介護支援に係る事業所の義務について

1. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
2. 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から、利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
3. 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師又は歯科医師に交付します。
4. 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
5. 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

(5) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを実施します。

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合。

(6) 秘密の保持

1. 当事業所は、業務上知り得た利用者と家族の秘密を厳守致します。
2. 当事業所は、介護支援専門員その他従業者であったものから、業務上知り得た利用者とその家族の秘密が漏れることのないよう、管理を徹底致します。

4 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

1. 要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されます。原則、自己負担はありません。
2. 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日該当市役所・役場に提出しますと、全額払戻しを受けられます。

(2) 居宅介護支援費の基本料金

介護度	金額
要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

(3) 加算

1. 要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用料
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合 要介護状態区分が2段階以上変更になった場合	1月につき 3,000 円 ※対象月のみ
入院時情報連携 加算 (I)	利用者が病院等に入院してから入院当日に、病院等の職員 に対して必要な情報を提供した場合	1月につき 2,500 円 ※対象月のみ
入院時情報連携 加算 (II)	利用者が病院等に入院の翌日、又は翌々日に、病院等の職 員に対して必要な情報を提供した場合	1月につき 2,000 円 ※対象月のみ
退院・退所加算	病院、施設等に入院、入所していた利用者の退院、退所に 当たって病院、施設等の職員と面談を行い、利用者に関する 必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、 居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	1回につき 4,500 円 ～9,000 円 ※対象月のみ
通院時情報連携 加算	利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受 ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行 い、その情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合	1月につき 500 円 ※対象月のみ
ターミナルケアマ ネジメント加算	在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍患者に限る）に対 して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者 又は家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記 録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけたサービス 事業者提供した場合	1月につき 4,000 円 ※対象月のみ
緊急時等居宅カン ファレンス加算	病院等の求めにより、医師又は看護師等とともに利用者の 居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅 サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,000 円 ※対象月のみ、月2 回を限度

#### (4) 交通費

全て無料です。

#### (5) 解約料

お客さまはいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

### 5 サービスの利用方法

#### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。  
契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

#### (2) サービスの終了

##### 1. お客さまのご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

##### 2. 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

##### 3. 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

①お客様が介護保険施設に入所した場合

②介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）、または要支援1・要支援2と認定された場合

③お客さまがお亡くなりになった場合

##### 4. その他

①当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客さまやご家族に対して社会通念を逸脱する行為をおこなった場合、お客さまは文章で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

②お客さまやご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

### 6 個人情報について

#### (1) 個人情報の内容訂正・利用停止

1. 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。

2. 当事業所が保有する個人情報（居宅サービス記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。担当の介護支援専門員にお申し出ください。

## (2) 個人情報の利用目的

1. 個人情報は、以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用致しません。
2. 居宅サービス提供を行うに当たり市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、医療・介護保険施設等との連携のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
3. 居宅介護支援事業所内部での利用目的
  - ①当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援
  - ②介護保険事務
  - ③居宅介護支援の利用者に係る当事業所の管理運営のうち
    - (a) 利用開始・終了等の管理
    - (b) 会計・経理
    - (c) 事故等の報告
    - (d) 当該利用者の在宅生活・介護・医療サービスの向上
4. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的
  - ①当事業所が利用者等に提供する居宅介護支援のうち
    - (a) 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
    - (b) 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
    - (c) 家族等への心身の状況説明
  - ②介護保険事務のうち
    - (a) 保険事務の委託
    - (b) 審査支払機関へのレセプトの提出
    - (c) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
    - (d) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
5. 当事業所は、契約・変更その他の事由により他の事業者から事業を継承することに伴って個人情報取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで当該個人情報を取り扱いはいたしません。ただし、法令に基づく場合、人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるときは、適用しません。
6. 当事業所は、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知、又は公表いたします。利用目的の変更に関しても同等です。
7. 当事業所は、利用者・家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該利用者・家族の個人情報は用いません。

## (3) ご希望の確認と変更

1. サービス利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容につきまして、利用者様ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
2. 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

## 7 サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 難波 展一 (介護支援専門員) 電話 0495-23-3988

### (2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、埼玉県国民健康保険団体連合会等に苦情を伝えることができます。

#### 市町村介護保険相談窓口

お客さま所在地の市町村介護保険相談窓口

市町村名 \_\_\_\_\_

担当 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

#### 埼玉県国民健康保険団体連合会

住所 〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区大字下落合  
1704(国保会館 8階)

電話 048-824-2568 (介護苦情相談専用)

## 8 事故防止、発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生しないよう、利用者の安全の確保に努める。利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じ、市町村・利用者の家族等へ連絡を行います。
- (2) 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 当事業所は、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。  
なお、事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店 全老健共済会

〒105-0011

東京都港区芝公園 2-6-15 黒龍芝公園ビル 6階

T E L 03-5425-6900

F A X 03-5425-6901

## 9 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止対策委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 難波 展一

## 10 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

### 11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対予防策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者 難波 展一

### 12 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県本庄市千代田 1-1-18

名称 医療法人 本庄福島病院

代表者 理事長 福島 正人

印

事業所 居宅介護支援事業所 彩の苑

説明者 介護支援専門員

氏名

印

私は、契約書及び文書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印